

平成24年度事業計画

はじめに

1. 司法書士140年の歴史

明治5年の「司法職務定制」から数えて、平成24年は140年目にあたる。この間、日本は明治維新により江戸時代からの統治機構を変え、近代国家にふさわしい法整備を進めるなどの近代化を急いだ。その結果、明治後半には中央集権国家としてはある程度の成長を遂げたが、昭和20年の敗戦を迎えて、国土は荒廃し経済は衰退した。財閥は解体され、中央官僚組織も国会も行政府も地方も例外なく民主主義の名のもとに変革を迫られたが、唯一大きな変革を迫られなかったのは司法制度であった。

司法書士は、この間、主に登記制度の担い手として発展してきた。

2. 司法制度改革

政府は、平成11年「司法制度改革審議会」を設置し、司法制度改革の根本的な課題を、「法の精神、法の支配がこの国の血肉と化し、『この国のかたち』となるために、一体何をなさなければならないのか」、「日本国憲法によって立つ個人の尊重（憲法第13条）と国民主権（同前文、第1条）が真の意味において実現されるために何が必要とされているのか」を明らかにすることにあると設定した。そのために司法制度を構成するしくみと担い手たる法曹のあり方をどのように変えるのかを問うた。

その結果として、司法書士法も改正され、簡易裁判所の訴訟代理権が付与された。

3. 経済、情報のグローバル化

一方で経済や情報のグローバル化の進展はめざましく、現在では、「環太平洋パートナーシップ（TPP）」が取り沙汰されている。

人口の減少と高齢社会の到来、社会の基本インフラの消耗などに直面し、日本は大きな転換期に来ている。これらの状況を認識しながら、司法書士制度の変革にも対処しなければならない。諸外国に対する司法書士制度の説明や海外における司法書士の活用などのほかにも、事務所形態のあり方や他の専門家との協力関係についても検討が必要である。

4. 司法書士法改正の必要性

登記制度の担い手としての司法書士から簡裁代理権の付与、成年後見や財産管理業務への関与と司法書士のあり方も変わってきている。簡裁代理権の付与から10年が経過したので、司法書士のおかれた状況を分析し、将来あるべき司法書士の姿を提言すべき時期であり、その一つの姿が司法書士法改正大綱である。

是非とも、司法書士法の改正を行い、「くらしの法律家」として十全な働きができる制度を確立しなくてはならない。また、行政不服審査法の改正議論の中で、代理制度の活用が議論になっている。これに関しても市民の権利の保護のために必要な武器の

一つであると考えている。

また、家事事件に関しても「リーガルサポートは司法書士会の成年後見部門である」との意識で公益社団法人成年後見センター・リーガルサポートとの協力関係を継続し、司法書士の家庭裁判所における活躍の場を広げることを目指す。

5. 解決すべき課題

司法書士界全体で解決すべき課題も山積している。

戸籍謄本・住民票の写し等の職務上請求書の偽造という事件が起きた。また、各地で司法書士の簡裁代理業務を巡る訴訟が起きており、代理権の範囲、書類作成業務に影響が出たことを懸念する声も聞かれる。

戸籍謄本・住民票の写し等の職務上請求書については、連合会で偽造防止策を施した統一用紙を印刷し、司法書士会を通して会員に交付する方法を検討している。また、代理権の範囲や書類作成業務のあり方については、連合会としての見解を会員に周知徹底するとともに、対外的にも対処が必要である。

司法書士業務を司法書士及び司法書士法人以外が行う例が多発している。これに対しても適切な措置をとる必要がある。

6. 震災復興支援活動

東日本大震災から1年以上が経過したが、東日本大震災の被災者及び福島第一原子力発電所の事故による被害者に対する支援活動はまだまだ継続して行う必要がある。相談員派遣体制の見直しなど修正をしなければならない点もあるが、市民救援基金に充てる特別会費を創設し、震災復興支援活動にあたっていきたい。

7. 事業の見直し

市民救援基金に充てる特別会費を創設する前提として、事業及び事務の無駄を削減し、効率的な予算執行をすることが求められる。今年度の事業予算も前年度と同程度とし、一般会計の支出の削減に努める。

司法書士総合研究所と委員会間の事業の見直しを進め、総合研究所では、恒常的に行うべき研究を基礎とし、時宜にあった研究を重ねていくことで司法書士制度の発展に繋げていきたい。また、情報の収集や整理の必要もあり、その一つとして、これまで、あまり使われることの無かった図書室を活用できるように体制を整備していく。

基 本 方 針

司法書士制度創設 140 周年にあたり、地域に密着した「くらしの法律家」として市民が安心して利用できる司法書士制度を推進する。

重 点 事 業

1. 東日本大震災の被災者及び福島第一原子力発電所事故の被害者の救援活動を継続し、被災地の復興を支援する。
2. 司法書士法改正実現に向けて具体的な道筋をつける。
3. 登記業務の専門性の向上を図る。
4. 簡裁代理業務等の充実を図り、総合的な紛争解決の担い手を目指す。
5. 民法の改正、家事事件手続法の成立及び家事審判法等の改正に対し、実務に生かせる研究を行う。
6. 成年後見業務などにおける「地域連携」を広め、司法書士業務の独自性を社会にアピールする。
7. 司法書士が安心して業務に専念できるよう執務環境を整備する。
8. 人材と財源を有効活用するための連合会組織とする。

<重点事業の内容>

1. 東日本大震災の被災者及び福島第一原子力発電所事故の被害者の救援活動を継続し、被災地の復興を支援する。
 - * 司法書士総合相談センター及び仮設住宅等での相談会等の開催を支援する。
 - * 原発の損害賠償請求についての相談会、説明会等の開催を支援する。
 - * 災害復興支援のための市民救援活動を行う。
2. 司法書士法改正実現に向けて具体的な道筋をつける。
 - * 司法書士法改正大綱に基づく法改正運動を展開し、要綱案の策定、さらに具体的な実現策を検討し法改正の道筋をつける。
3. 登記業務の専門性の向上を図る。
 - * 登記業務の専門性を向上させるため、様々な角度から統合的に研究し、登記制度改善のための提言をはじめ、業務方法についても改善策を提案する。
4. 簡裁代理業務等の充実を図り、総合的な紛争解決の担い手を目指す。
 - * 簡裁代理業務をはじめとする紛争解決業務への関与数を増加させるための諸施策を実施する。
5. 民法の改正、家事事件手続法の成立及び家事審判法等の改正に対し、実務に生かせる研究を行う。
 - * 親権制度の改正及び家事事件手続法の成立等が実務に与える影響を研究し実務に生かす。
 - * 民法（債権関係）等の改正について研究し、司法書士としての意見を発表していく。
6. 成年後見業務などにおける「地域連携」を広め、司法書士業務の独自性を社会にアピールする。
 - * 行政及び地域で活動する団体との連携を広め、さらに連携を深める。
 - * 成年後見業務や財産管理業務のほか、企業法務や民事信託などの業務を定着させる。
 - * 過疎地での開業支援、巡回相談会の開催支援などにより司法アクセスの拡充を図る。
7. 司法書士が安心して業務に専念できるよう執務環境を整備する。
 - * 非司法書士行為に関する情報収集等を行い、非司法書士行為に対しては警告、告発などの的確な対応を行う。
 - * 司法書士法第3条第1項第6号及び第7号に関する業務について検討し、併せて本人訴訟支援のあり方についても検討する。

8. 人材と財源を有効活用するための連合会組織とする。
 - * 委員会等の組織を見直し無駄をなくす。
 - * 事業と財政のバランスをとり、財政を健全化する。

平成24年度 事業計画の概要

1. 司法書士法の改正

司法書士法の改正

- 司法書士法改正要綱案の策定(大綱の具体化)
- 司法書士制度学術審議会、司法書士制度審議会の設置

2. 業務及び制度の推進・拡充

不動産登記業務及び登記制度の推進

- 登記業務記録保管システムの検討と基本業務モデルの確立
- オンライン登記申請の利用促進とIT業務改革の提言
- 不動産登記法改正の検討

商業登記・企業法務業務の推進

- 会社法改正に関する検討
- 中小企業支援業務の推進
- 商業登記関連業務の推進

民事法改正への対応

裁判事務の推進

- 簡裁代理業務・書類作成業務の受託推進
- 裁判事務に関する調査・分析

法的サービスの拡充

司法アクセスの拡充

相談事業の推進

- 総合相談センター事業の総括

民事法律扶助制度の利用促進

- 全国一斉司法書士法律扶助推進月間
- 法テラスとの連携

司法書士過疎、偏在地域(司法過疎)の解消

- 司法過疎地開業支援事業
- 巡回法律相談の支援
- 司法書士相談所(仮称)の設置

司法書士ADRの推進

- 調停センターの設置・運営支援
- 司法書士仲裁に関する検討

法教育の推進

- 司法書士による法教育の普及及び推進
- 親子法律教室の開催
- 司法書士による法教育の状況に関する調査

成年後見制度の改善、後見・財産管理業務の推進

- 成年後見制度に関する検討
- 成年後見及び未成年後見業務に関する執務の研究及び支援
- 財産管理業務の研究及び推進
- 民事信託の研究及び推進

消費者問題対策の推進

- 多重債務問題対策
- 悪質商法の被害者救済実務の推進
- 消費者行政との連携
- 債務整理訴訟等における執務のあり方の検討

3. 地域の連携及びプロボノ活動の推進

人権擁護活動の推進

- 高齢者及び障害者の虐待防止対策
- 自死防止対策
- 経済的困窮者に対する法的支援の推進
- 子どもの権利擁護活動
- 犯罪被害者等の支援
- 少年事件への関与の検討

4. メディア対応と制度広報

広報

- 情報の発信及びメディアへの対応
- 司法書士制度の広報
- クライシスコミュニケーション対策
- 司法書士制度140周年記念事業
- 「司法書士の日」記念事業
- 市民公開シンポジウムの開催
- 月報司法書士の発行

5. 組織の充実

組織、財政の改革

会及び会員の指導

- 綱紀、注意勧告の運用改善
- 執務指針の策定
- 司法書士の倫理の向上

業務上の問題への対応

- 非司法書士行為の排除
- 代理権の範囲に関する問題への対応

統計に関する事業

- 統計データの収集及び分析
- 司法書士白書の発行

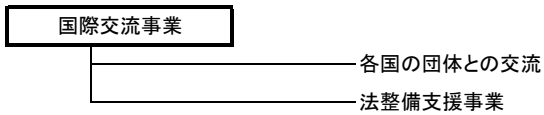
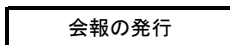
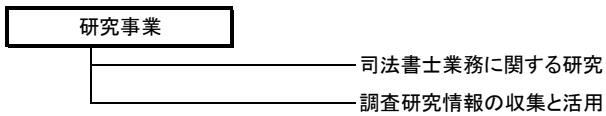
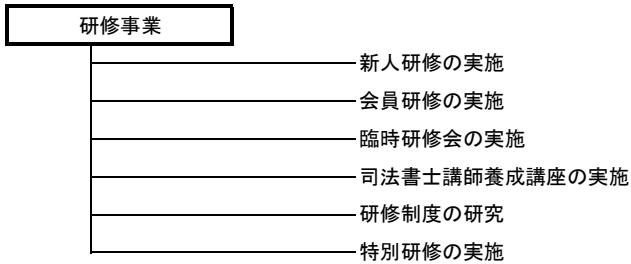
災害対策及び危機管理

- 市民救援活動
- 危機管理意識の啓発

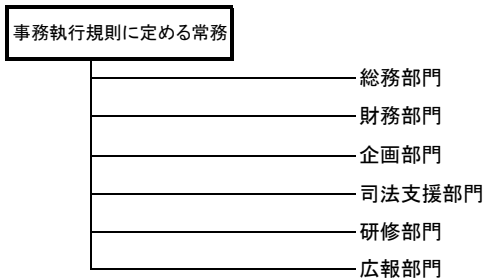
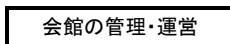
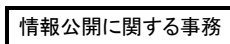
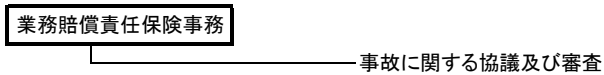
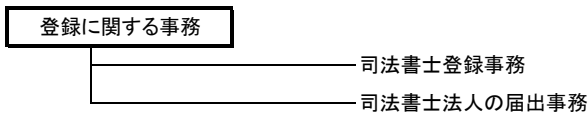
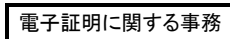
東日本大震災の復興支援

- 被災者・原発事故被害者への相談活動等の支援
- 被災会員に対する支援

6. 研修・研究事業



7. その他の事業



事業計画

第1 司法書士法の改正

【司法書士法改正大綱のさらなる具体化】

司法書士法改正大綱のさらなる具体化に向け、大綱内容に関する資料の検討及び作成を進めるとともに、関連団体との協議、意見及び情報交換をさらに強力に推し進める。また、会員の理解を一層深めるための活動を強化するとともに、法改正実現のために対外的諸活動を精力的に行う。

さらに、今後具体的な法改正作業を進める中で法改正要望事項の追加、変更及び削除等の必要がある場合は、その内容を検討して原案を策定し、各司法書士会への意見照会等を通じて、会員の意見を収集し、その結果の集計、分析及び検討を行い、大綱をより具体化した要綱案の策定に取り組む。大綱の内容をさらに詳細に検討し、その実現可能性等を十分に検討しつつ、全体の整合を図りながら法改正作業を進める。

さらに、行政不服審査制度の改正に伴う、行政不服審査の代理権についても司法書士法に位置付けるよう運動を展開する。

一方で、司法書士制度学術審議会、司法書士制度審議会を継続して開催し、広く意見を求める。

【司法書士制度学術審議会】

司法書士法改正を実現するためには、司法書士界の外部からの意見を広く聴取する必要がある。法改正作業の過程において、司法書士制度を利用する依頼者の立場からの意見を取り入れることにより、独善的な考えに陥ることなく、司法書士制度を市民にとってより信頼ある制度として進展させることが最大の目的である。客観的な視点から司法書士制度の当該目的達成のために必要な認識、方法論などへの提言等を示していただくため、有識者等による司法書士制度学術審議会を設置して審議する。

【司法書士制度審議会】

司法書士法改正を実現するためには、過去の法改正の歴史や経緯等を十分に踏まえた対応が必要不可欠である。そこで、前年度にそれらの経験を有する会員等からなる審議会を設置した。今年度も引き続き同審議会から法改正活動に関する示唆を得る。

【司法書士会等主催司法書士法改正説明・研修会への講師派遣対応】

司法書士会及び会員に対し司法書士法改正に関する情報提供をさらに活発に行い、司法書士制度に対する意識を高める。そのため、ブロック会、司法書士会及び支部等からの要請等に基づき、司法書士法改正並びに司法書士制度に関する説明会及び研修会講師の派遣事業を全国展開する。

【法務省その他関係機関・団体等との打合せへの対応】

司法書士法改正実現に向けて、法務省担当部署などとの協議または打合せを行い、同時にその他の国の機関、利用者たる消費者団体・企業団体、その他関連団体などに

対し説明・協力要請活動を行う。

【政党及び国会議員等への陳情等対応】

司法書士法改正の実現に向けて、その時期を十分に勘案しつつ政党及び国会議員等への説明会などの参加をし、内容説明・陳情活動を行う。

第2 業務及び制度の推進・拡充

1. 登記業務の専門性の向上・登記制度の充実

【不動産登記業務の専門性向上】

司法書士の中心的業務である不動産登記業務については、近年の不動産取引形態の変化による登記事件の減少や若手司法書士のいわゆる登記離れの傾向、また他の専門職による登記業務開放要求など登記業務にかかる課題が山積している。かかる状況に対処し、司法書士の不動産登記業務を確固たるものとするため、その専門性をより一層向上し、独自性を確保することが必要である。

司法書士による調査確認業務と情報保管システムの構築への提言を再度検証し、その基本業務モデルのあり方と記録の保管方法と共有化を図るためのシステムの検討を行ってきた。今年度においては、さらにその検討を深化させ、まず売買を中心に基本業務モデルを確立し、司法書士の不動産登記業務の信頼性を向上させ、その確認情報を管理し共有化させるシステムの構築を目指す。

【オンライン申請の促進】

近年の様々な分野でのIT化は、産業革命に匹敵すると言っていい歴史的にも重要な出来事であり、その速度は益々速くなり、これについて行けなければ競争から脱落する様相を呈している。そのため、ITの分野は、世界及び日本の社会でも各機関が遅れまいと努力している分野である。

司法書士に関する部分でいえば、政府のIT推進の旗印に対応し、登記、供託のオンライン申請の推進に率先して協力し、結果として市民の利便性を向上することが重要なテーマである。

まさに、登記、供託のオンライン申請の推進は、司法書士に課せられた重要な課題であり、一層の充実を図るべき分野である。

オンライン申請を推進するための事業として、下記の事項について司法書士会への研修会講師の派遣やIT時代の業務の改善を展望した業務改革を提言するなどして進めていく。

- 1) オンライン申請の現状を分析する。
- 2) オンライン申請の阻害要因について法務省、内閣府に対し提言し、かつ日司連新認証局の運用についてもオンライン申請推進の視点から提言をする。
- 3) 司法書士、金融機関等、不動産関連事業者に対するオンライン申請を啓発する。
- 4) 司法書士会に対する正確で迅速な情報提供を行う。
- 5) 登記申請のみならず、業務体制をオンラインに連動すべく業務提案をする。
- 6) ブロック担当者会議を開催し、情報提供と意見交換を実施する。

【不動産登記法改正の検討】

前年度検討した登記原因証明情報制度及び本人確認情報提供制度に内包する課題及び改正の必要性について、今年度は、「登記原因証明情報制度」「資格者代理人による本人確認情報提供制度」「登記原因証明情報の閲覧制度」を不動産登記法及び司法書士法の両側面から検討し、実務への指針を示すとともに、現状における司法書士の実務実態に則した不動産登記制度、さらには、将来の理想像を視野に入れた不動産登記制度とするための不動産登記法改正大綱案を策定したい。

【商業登記業務・企業法務の推進】

会社法及び商業・各種法人登記業務に関する情報を適宜収集し、会員に提供する。

会社法の改正については、法務省法制審議会の会社法制部会において、会社を取り巻く幅広い利害関係者からの一層の信頼を確保する観点から、企業統治の在り方、親子会社に関する規律等について検討が行われている。平成23年12月の中間試案に対して、意見書を提出したが、引き続き法制審議会の動向を注視し、会社・法人登記事務を行う司法書士の視点からの意見を、次に示される要綱案に反映させる活動をする。

さらに、公益法人制度改革の一環として、平成25年11月末までに特例民法法人が移行ないし解散することとなるが、平成23年度末における、公益法人への移行認定及び一般法人への移行認可の行政庁処分が完了している法人は、全体の3割ほどである。移行期限まで約1年半を残すのみとなっている現在、司法書士として積極的に関与し、関係団体にアピールしていく。

近年、中小企業支援に力をいれている司法書士が増えている。前年度に連携を締結した株式会社日本政策金融公庫等を端緒とし、司法書士がこの分野に関わるために対外活動（地元商工会や経済団体への働きかけ）等を充実させる必要がある。どのように連携すべきか、連合会から何らかの提示ができるよう検討を行う。また、引き続き、コンプライアンスQ&Aの内容の充実に努めていく。

動産・債権譲渡登記に関する研修会への講師派遣を行い、ABLに司法書士が積極的に関与していることをアピールし、ABL協会主催の研修会への委員の派遣等により、ABLの最新情報の収集に努め、会員へフィードバックする。

2. 民事法改正への対応

平成25年2月頃に法制審議会民法（債権関係）部会から「中間試案」が公表される見込みである。今年度も引き続き司法書士界内における民法改正議論を高め、時宜に応じた意見の提出及び「中間試案」に対するパブリックコメント等への対応を行うなどして、司法書士の専門的知見に基づく意見を改正に反映させるべく活動する。そのために以下の事業を行う。

1) 司法書士会等に対する研修会開催の提案

「中間試案」によって示される見込みの論点について、特に司法書士業務に重要な論点を抽出し、法制審の動向を直接知るとともに、各地の民法改正に対する機運を高

めるための研修会開催を司法書士会等に提案する。

2) 意見交換・情報収集

改正の論点を研究するにあたり、議論を深めるために民法学者と意見交換を行う。また、法務省、社団法人日本経済団体連合会、日本商工会議所、全国消費者団体連絡会等の各種団体と民法改正に関する意見交換及び情報収集を行う。

3) 司法書士会の研修会への講師派遣

司法書士会が「中間試案」に対するパブリックコメントを提出する契機となることを目的として、司法書士会が開催する研修会への講師派遣を行う。

4) 市民向け情報提供

民法（債権関係）改正に対する情報を提供するため、市民を対象としたに民法（債権関係）改正の動向についての説明を連合会ホームページへ掲載する。また、市民向け情報提供の一環として、書籍の出版も検討する。

3. 簡裁代理等の受託促進

【一般民事事件の受託促進】

債務整理事件が減少することが明らかになってきていることから、これまで会員が培ってきた本人訴訟支援業務や簡裁訴訟代理等関係業務におけるノウハウを生かして積極的に一般民事事件を受託していく必要がある。また、地方裁判所等における事件の本人訴訟支援のあり方について検討するとともに、代理に依らない訴訟への関与についても促進する。

司法書士に簡裁代理権が与えられた目的、司法書士の役割などを考え、一般民事事件の受託促進の具体的な方策を検討し実践に移さなければならない。

そこで、今年度も、簡裁代理等の裁判事務を受託しやすくする環境を整備するために、裁判業務に興味があるがなかなか一步を踏み出せないと思っている会員を対象に、裁判の具体的事例を題材に、実務上の悩み等を紹介するとともに、業務完了までの手続きについて説明する「裁判実務ゼミナール」を開催する。

また、訴額が少額な事件については、その報酬額から依頼者も司法書士も事件の受託が敬遠されることが予想される。それでは、司法書士は真に法律家とは言い難いと言うのは簡単であるが、僅少な報酬での事件受託を会員に奨励するのも現実的ではない。そこで、訴額が少額な事件について、報酬の一部を助成する制度を設けている司法書士会に対し助成する制度を新設し、一般民事事件の受託促進とその普及を図る。

【裁判業務に関する調査】

前年度、「裁判業務に関する調査」の調査票を見直し、調査を行った。

調査結果についてはこれまで公表していないが、今後、司法書士における裁判業務への取組みを把握するためにも、引き続き、関連データの収集を行い、公表方法等についても検討を行う。それとともに、前々年度及び前年度に実施した司法書士会の裁判事務担当者間との意見交換会の結果も踏まえて、一般民事事件の受託推進の方策等をまとめる。

【個別労働案件訴訟に関する研修会等の実施】

一般民事事件の受託促進策のうち、個別労働案件訴訟の受託促進に関しては、東日本大震災の影響で前年度実施できなかった東北ブロック会について、地元の状況等について東北ブロック会と相談しながら開催したい。

4. 法的サービスの拡充

【相談事業の推進】

災害復興支援事務所を除く総合相談センターの相談件数をみると年間1352件の減少となり、とりわけ多重債務事件の相談件数の減少（前年比約30%減）が目立っている。そこで、全国的に相談需要が減少しているのか、あるいは潜在的な需要に応えきれていないのか、その場合における何が原因となっているのか、等々その相談件数減少の要因を十二分に検証する必要がある。

今年度は、これまでの総合相談センター事業について、現状の社会的環境下における役割を見直すとともに、設置場所、広報、相談体制、相談員の質的向上、再相談制度などの新たな論点を検討し、特に震災後における新たな相談センターに求められる役割等を見据え、これまでの相談センター推進事業の総括を行い、提言書の取りまとめを行う。

【民事法律扶助制度の利用促進】

司法書士による民事法律扶助の適切な利用促進を目的として、民事法律扶助関連規則・細則や書式など一連の流れをまとめたマニュアルを、東日本大震災対応や準生活保護要件該当者への立替費用の償還猶予・免除のための改正など最新の情報に改訂し、データを司法書士会員に提供する。また、民事法律扶助に関する制度説明並びに最新の情報提供について、司法書士会において実施する民事法律扶助に関する研修会の実施促進及び実施支援を行う。

制度広報のためのリーフレット及びポスターを作成し、「全国一斉司法書士法律扶助推進月間」の実施を司法書士会に呼びかける。

法テラス地方事務所における司法書士の窓口対応専門職員については、潤滑油としての機能や司法書士会とのパイプ役としての役割等その有用性に鑑み、法テラス地方事務所で窓口対応専門職員として執務する会員の所属する司法書士会に対し、助成金を交付する。

契約司法書士・法律扶助実績増加に向けた事業としては、利用者向けの民事法律扶助制度の概要を示した簡易なメニュー表（仮称）を作成し、司法書士会、法テラス地方事務所、自治体窓口等を通じて利用者に配布する。

また、司法書士会員には、法律扶助マニュアルでは対応できない部分に関しては、法テラス規程・規則に関するQ&A集を作成し、データで配布する。

法テラスをはじめ、法務省、日本弁護士連合会などの関係機関との協議、情報収集を行い、司法書士会と法テラス地方事務所との連携を支援し、司法書士法第3条第1項第5号相談（ただし、裁判所に提出する書類作成の相談に限る。）を法律扶助による援助対象とするための対応策を検討するなど、民事法律扶助制度を使いやすいものに

していく。

【法テラスの情報提供業務への協力】

また、法テラスが情報提供業務の一環として実施しているコールセンターの連携先として重要な役割を果たしている司法書士電話相談センターの運営を継続し、電話相談センターの相談員に対して説明会及び研修会を実施して対応スキルの向上を図る。

さらに、法テラスコールセンターのオペレーターに対する研修会を実施して、司法書士業務に対する理解を深めていただき、司法書士総合相談センターへの適切かつ確実な振り分けがなされるような措置を講じる。

【司法書士過疎・偏在地域〔司法過疎〕の解消】

前年度、第1次司法過疎地域解消策として5か年計画を策定した。今年度は5か年計画の2年目の取組みとして、約10か所の司法過疎地域、特に司法書士が0（ゼロ）の簡易裁判所管轄地域における司法書士事務所の開設を定着支援金の貸付などにより支援するとともに、8か所程度の過疎地域において相談所を開設するほか、司法書士会及びブロック会における司法過疎地巡回相談を支援する。

司法過疎地域における開業支援については、司法過疎地域の法的ニーズなどの現状を把握するため現地調査を行い司法過疎地域の選定を行う。また、開業支援フォーラムを開催するとともに、ブロック会で実施する開業支援フォーラムについては、これを共催で実施する。

【裁判外紛争解決手続（ADR）の推進】

司法書士ADRの利用を拡大するため、司法書士会の調停センターが活性化するように支援していく。センターの設置・運営・研修に対する助言や費用面での助成をすることなどにより担当者の不安や躊躇を減らし、調停センターが市民に対して積極的に紛争解決に関与できるようになると考える。

また、司法書士総合相談センターや外部の相談センター等との連携など調停事件に繋がる「市場」の開拓や弁護士等との協力関係について検討する。

ADR制度に対する提言を行うとともに、司法書士仲裁についても具体化に向けて取り組んでいく。

さらに、調停には、コミュニケーションを回復する機能も含まれているので、これを東日本大震災の被災地で活用できないか検討し、実施を目指す。

【法教育の推進】

平成20年度に作成したパワーポイント教材「青少年のための法律講座」について、改訂・更新作業を行う。

司法書士会あて「高校生等への法律教室事業」の活動等に関するアンケート調査を実施し、各地における実施状況等を把握するとともに、司法書士会あてに情報をフィードバックする。また、同調査結果を活用し、司法書士による法教育活動の取組みを会内外へアピールする。

法教育活動について、より充実した活動展開のために、司法書士会において法教育・消費者教育に取り組んでいる担当者が相互に情報交換や意見交換を行う場として、ブロック別担当者意見交換会を開催することにより、さらなる法教育活動の推進と充実を図る。

法務省法教育推進協議会及び日弁連消費者教育推進懇談会に参画し、各団体及び機関の取組み等に関して情報収集するとともに、司法書士の取組みについて報告し、適宜意見発表及び提案をしていく。また、法教育・消費者教育に関する研究及び発表等を行う日本消費者教育学会、法と教育学会及び日本法社会学会等をはじめとする団体に参加し、情報収集を行うとともに司法書士による活動等を報告する。その他、法テラスが行う法教育に対して積極的に連携・協力していく。

【大阪教育大学等との消費者教育・法教育に関する共同研究事業】

平成22年度より3年の期間を定め、大阪教育大学及び近畿司法書士会連合会と共同で消費者教育・法教育に関する研究事業を進めており、今年度は最終年度となる。これまでに行ってきた授業計画の検証及び教材の作成に向けた検討等をもとに、成果物を完成させる。

【親子法律教室（仮称）開催】

前々年度、前年度、広島司法書士会との共催により、小学生に対する法教育の一環として実施した「親子法律教室」を、今年度は、連合会主催により開催することとし、併せて、実施要領及び教材等を司法書士会に通知・配布のうえ、各地において同内容の事業を実施してもらうよう働きかけることも検討する。

【「司法書士」名称等を教科書に記載してもらうための活動】

中学校・高等学校の社会科、家庭科などの教科書用図書に、「司法書士」の名称並びに制度及び業務等の概要について記載することの要請を継続して行う。

5. 成年後見業務及び財産管理業務の推進

【成年後見業務等の推進】

成年後見業務の推進に関しては、公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート（以下、「リーガルサポート」という。）と協議のうえ、協力関係、役割分担等を検討して実施する。

今年度は、平成21年度から検討を開始した民法第918条第2項の遺産管理人選任審判を利用する場合等を含めた死後事務全般に関する実態把握と分析、研究の成果として、「死後事務マニュアル（仮称）」を完成させ、司法書士会員に提供する。

また、財産管理業務に関しては、財産管理業務には法令に基づき家庭裁判所に選任された各種財産管理人が行うもの、または当事者の委任に基づく財産管理人が行うものと多様な形態があるが、これらの業務のあり方と、これら財産管理業務における留意事項や問題点の研究・検討を行う。

さらに、平成21年度にリーガルサポートと共同で発行した「後見事務に関する問

題事例集」について、発行以降に生じた後見事務に関する苦情や問題のある業務遂行例及び懲戒事件等についての事例収集を検討する。

平成21年度から検討を行ってきた、高齢者取引、特に高齢者を当事者とする不動産取引における登記事件を受任した、または受任しようとする司法書士の対応についての実情及び問題点の把握、そしてその対応についての検討結果のフィードバックの仕方を検討する。

今年度新しく取り組む事業としては、平成23年5月に成立した家事事件手続法の施行によって生ずる裁判上の手続変更に対する司法書士の対応を研究、検討する。

【民事信託の研究及び推進】

平成16年の信託業法改正並びに平成18年の信託法改正の際の衆参両議院において「高齢者や障害者の生活を支援する福祉型の信託については、特に決め細やかな支援の必要性が指摘されていることにも留意しつつ、その担い手として弁護士、社会福祉法人等の参入の取り扱いなどを含め、幅広い観点から検討を行なうこと」との付帯決議がなされて、6年余りが過ぎようとしている。一方、平成24年2月に開始した後見制度支援信託についても関心が高まっている。

そこで、付帯決議の実現を目指すために、これまでの民事信託の研究とともに、その社会的需要の決め細やかな調査、民事信託の先駆的制度である台湾の「老人福利法第14条」の施行実施の調査研究を行う。さらに、来るべき法改正に対応できるよう団体のあり方についても検討したい。

まず、司法書士会等が実施する研修会へ講師を派遣し、民事信託についての司法書士会員の理解を深めるとともに、信託のニーズの受け皿となる団体設立の研究及び各種信託契約雛形の作成、受託者・信託監督人マニュアル等の作成並びに関連法規との関係の検討を行い、各種信託登記手続きに関するマニュアルを作成する。

さらに、立法事実について情報を収集するために、司法書士会員に対する民事信託の需要に関するアンケート調査及び外部団体へのアンケート調査等を行う。

参考になる台湾の「老人福利法第14条」は、平成21年7月8日に同第2項が改正されているが、その信託機構の実態並びに利用状況を調査研究する。

6. 消費者問題対策

【悪質商法問題対策】

改正割賦販売法・特定商取引法の施行により、悪質商法被害救済の実務は前進を見ることがとなった。被害事例の検討、同法を活用した事案解決例の収集・検討及び情報発信等により、悪質商法被害救済に資する法律家団体としての実績を重ねていく。また、前年度に引き続き、消費者契約法の改正に対応する。これまで消費者問題に深くかかわってきた専門家として、消費者被害の実情に関する情報提供を行う等、現場の声が反映された組織構築に向けて行政等に積極的に働きかけを行っていく。

具体的な項目としては、下記のとおりである。

- 1) 消費者関連法規の改正に対する検討
- 2) 集団的消費者被害救済制度等の対応及び意見の発表

- 3) 消費者問題に対する司法書士会員等のレベルアップのためのマニュアル作成
- 4) 消費者関連団体等との情報交換会の実施
- 5) 各種講演会、研修会等への参加による情報収集
- 6) クレジットカード、電子マネー、収納代行など多様化する決済方法等、新たな消費者事件に関するシンポジウムの開催
- 7) 消費者契約法改正に向けての調査研究
- 8) その他、司法書士会照会制度の検討や架空請求事案についての警察庁及び事業者団体等に対するヒアリング調査の実施

【消費者行政との連携】

全国各地の自治体、市民団体等と悪質商法被害救済についてのネットワーク作りを推進し、前年度に引き続き司法書士会と消費生活センターとの連携強化のため、また、新たに消費生活問題に取り組む会員への研修として、消費生活問題を中心としたシンポジウムをこれまで実施していない地域を候補として3か所程度で開催する。また、政府において検討されている国民生活センターのあり方の見直し、集団的消費者被害救済制度の問題等について積極的に提言を行っていく。

【多重債務問題対策】

貸金業法施行により規制強化がなされたことから、消費者金融業者においては、資金繰りの行き詰まりによる破綻、企業再編は今後とも多くなされることが予想される。それらに対し、司法書士会及び司法書士会員において、遅滞なく適切な対応がとれるようさらなる研究を継続し、情報収集及び情報発信を行う。特に株式会社武富士の会社更生手続きなど、消費者金融をめぐる状況に注視し、どのような事態にも遅滞なく適切な対応がとれるように情報収集及び調査、研究を進める。

多重債務事件に対応する際の報酬や広告のあり方が問題となり、債務整理事件処理指針を策定し、司法書士の業務広告に関する規則基準を示した。また、平成23年5月には債務整理事件における報酬に関する指針を理事会決定した。しかしながら、依然として業務のあり方、報酬についての問題は無くならない。改めて司法書士の債務整理に対する取組み方を見直し、今後の業務のあり方、特に司法書士の債務整理に関する本人訴訟支援のあり方を検討する。

さらに、多重債務に陥った方々の生活再建に向けて必要な提言や要望を行政庁、関係者等宛に提出する。特に第72回連合会定時総会決議の実現に向けた特定調停法改正を求める意見の提言や要望を行う。

以上の問題に関し、シンポジウムの開催、書籍の改訂や司法書士会等で実施する研修会への講師派遣も行う。

【債務整理に関する執務上の問題点の検討】

近年、債務整理事件をめぐる司法書士の関与についてその代理権の範囲を争う民事訴訟が各地で提起され、その主要な争点は、司法書士の裁判上、裁判外における代理権の範囲に関する制度上の問題へと発展しており、これらの訴訟の結果が全国の司法

書士の裁判実務のあり方だけでなく、制度発展の将来性に対しても大きな影響を与えることが懸念される。

司法書士の代理権の範囲に関する検証や平成14年法改正以降の本人訴訟のあり方について論理的検証をするとともにその問題点や一定の指針を会員に示す必要があると考え、「司法書士の代理権の範囲と本人訴訟支援について（仮称）」の検討を継続して文書としてまとめる。

これらのテーマに関して制度上の論点について外部の有識者と意見交換をしながら、連合会の見解としてまとめ、司法書士会等で実施される研修へ講師を派遣する。

第3 地域での連携とプロボノ活動、人権擁護活動

【地域連携とプロボノ活動】

司法書士が法律家としてプロボノ活動を行うことや業務に関連する社会的課題を解決するための活動に参画することは、いまや当然のこととなっている。司法書士会としては、成年後見業務に関連して高齢者や障害者への虐待防止への取り組みや、多重債務問題に関連して自死防止対策への取り組み等を既に開始しているところである。

しかしながら、これらの取り組みは司法書士だけで解決できるものではなく、その課題に応じた専門家をはじめとする地域社会全体が協力することによって解決の道も開かれるものであり、地域連携が不可欠である。

また、司法書士は市民の日常の暮らしに関する法律問題について様々な場面で関わる法律専門家であり、法的な意味合いでの弱者を支援する立場として地域社会に深く根付いている。この利点を活かして社会的な課題に取り組むうえでは、その課題の解決に必要な専門家や団体あるいは行政にも積極的に連携を呼びかける立場にある。

前年度より、全国の司法書士会員の行っている様々なプロボノ活動についての調査を開始してきたが、今年度はこれを分析したうえ、司法書士がプロボノ活動をするための情報を提供することにより、新たなプロボノ活動やこれまでも行われてきた活動を推進し、司法書士の業務の幅を広げていく。

【高齢者・障害者の虐待防止活動】

障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（以下、「障害者虐待防止法」という。）が平成24年10月から施行される。この法律の施行により、全ての自治体に「市町村虐待防止センター」が設置され、都道府県には「都道府県権利擁護センター」が置かれることになっており、これらとの連携を構築すること及び司法書士会員の関心を高め意識改革を進めることを目的としたシンポジウムを開催する。

司法書士会員に社会的弱者虐待の現状及びその防止対策等の情報を伝え、司法書士として果たすべき役割等について理解を深め、司法書士会員が積極的に関わるようにするために、司法書士会等が実施する虐待防止対策に関する研修会へ講師を派遣する。

司法書士は、成年後見制度を中心として、これまで高齢者や障害者の権利保護活動を行ってきた。そして、これらのいわゆる社会的弱者に対する虐待防止に関しても事実として取り組んでいることを社会に知らしめることを通じて、「くらしの法律家」としての司法書士の必要性・信頼性を高めるための活動（学会及び研修会等への参加、

リーフレット及び実務マニュアル等の作成)を行う。

【自死対策活動】

自殺総合対策は、国民の生きる権利の実現に関わる問題である。自殺の危険因子でもある多重債務問題や労働関係問題、離婚等に関わる家庭問題は言うに及ばず、自殺未遂によって判断能力が低下した場合の後見制度の利用や自死遺族の相続や事業承継問題、自死遺族に対する不当な損害賠償請求問題に取り組むことは、国民の権利と財産を守ることを「使命」とする司法書士の当然の職務であり、これらの職務を行う過程で自殺ハイリスク者への傾聴による気づき、地域精神保健に従事するメディカル関係者への繋ぎ、生活支援を中心にした見守りの活動こそ、プロフェッションとしての自殺総合対策の実践にほかならないのである。

今年度は、司法書士会で開催する「生きるを支える地域包括研修会」で使用する教材や資料の提供、講師の派遣、メンタルヘルスに精通した外部講師の紹介等を行うとともに、各地域でコアとなるメディカル専門分野の関係者、民間N G O関係者との連携を視野に入れた司法書士会の研修活動を支援する。

また、司法書士会の自死問題担当者との協議や意見交換を行い、先駆的な取り組みを行っている司法書士会の情報や地域連携のためのノウハウを提供することにより司法書士会の自死問題への取り組み活動を支援する。

さらに、日本自殺予防学会をはじめとする学会等での発表や各種団体等が行う研究会、フォーラム、シンポジウムなどに参加して司法書士会の活動をアピールしていく。

市民に自死問題への関心を持っていただくための啓発活動として、自殺予防に関するリーフレットを作成するとともに、司法書士業務のためのメンタルヘルスハンドブックの改訂も行う。

【経済的困窮者の法的支援の推進】

司法書士会が実施する経済的困窮者を対象とした法律支援事業（行政窓口における相談を含む、出張法律相談事業の実施及び法律相談会の開催等）実施にかかる費用を助成する。

また、経済的困窮者に対する法律支援事業をさらに推進するため、司法書士会が実施する研修会に講師を派遣する。

昨今の経済・社会情勢の深刻な不安から、これまで以上に経済的困窮者をはじめとする社会的弱者救済への取り組みや、国家の制度及び施策に対する積極的な意見・提言を推し進めていく必要があるため、社会情勢に応じて貧困問題に関する調査を実施する。

「経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約（A規約）」に関する、平成13年8月30日「経済的、社会的及び文化的権利に関する委員会の最終見解」に対する日本政府の報告についてのカウンターレポートの提出に向け、他の委員会等とも協力して調査・研究を行う。

さらに、経済的困窮者のうち刑余者等更生保護の対象となる方々の権利擁護のための司法書士の役割を模索し、こうした取り組みを拡大していくため、「更生保護と司法書

士の役割（仮称）」に関するシンポジウムを司法書士人権フォーラムとして開催する。

【子どもの権利擁護活動】

子どもは独立した権利の主体であるとともに、成長段階にあるがゆえに、子ども特有の権利も保障されなければならない。しかし、虐待や貧困、社会的孤立等を原因として、多くの子どもたちがその権利を奪われているのみならず、自己責任という名の下に、結果責任を押しつけられている。こうした現状を社会全体が取り組むべき問題と捉え、子どもたちがその可能性を発揮できるようにするために、司法書士として何をすべきなのか調査・研究を進め、必要に応じて啓発活動や意見書の策定等を行う。

その一つとして、第4回人権フォーラムに児童養護施設で生活をしている多くの高校生から寄せられた1200通を超えるアンケートの意見を集約し、それらの意見を大人がどのように受け止めたのかフォーラム登壇者のコメントを付したうえで冊子化し、司法書士会及び全国の児童養護施設に配布する。

【未成年後見制度の普及に向けた調査研究】

親族法が改正され、複数人による未成年後見人就任が可能となった。また、児童養護施設退所者や里親家庭で育つ子どもたちの中には、親権を行使する者がおらず、多くの不利益を被っている現状がある。また、東日本大震災により親を亡くした震災遺児への対策もしなければならない。しかし、現実には様々な理由から未成年後見制度が利用されていないため、子どもたちの成長に必要とされる未成年後見制度の支援態勢について調査研究を行う。

【犯罪被害者等の支援活動】

総合法律支援法の条文にあるとおり、司法書士に対しても犯罪被害者の支援の役割を担うべきであるとする社会の期待があった。同じように役割を与えられた他の機関は、着実にその役割を果たすべく実務が進展している。しかし、一部の司法書士会または司法書士会員は、その役割の自覚さえ疑わしいと言わざるを得ない。犯罪被害者の支援は、法に規定された司法書士の責務である。

そこで、司法書士会に対して、その自覚を喚起し、事業展開を促すべく会長及び理事に対して訴えかけると同時に、司法書士会で実施する研修会に講師を派遣する。

また、他団体主催の講演会やシンポジウムへの参加によって、情報収集及び関係機関との人的な関係の構築と維持を図る。

第4 メディア対応と制度広報

【メディア対応】

これまでメディア対応は常勤役員や広報担当役員があたってきたのであるが、特に専門的な取材対応ノウハウや経験を有する特定の役員に限定していたわけではなかった。そこで前年度、新たに、常勤役員を中心とする「日司連広報センター室」を立ち上げ、メディア取材に専門的に対応するとともに、不祥事に関する取材等への対応も含め広報専門家のアドバイスのもと「広報危機管理マニュアル」の策定を進めている。

今年度は「広報危機管理マニュアル」に基づいた「クライシスコミュニケーション」のあり方や、クライシスの防止策である「リスクマネジメント」のあり方等をさらに研究すると同時に、司法書士会に広く普及させる活動を行う。

また、加速度的に増加する取材ではその類型化を行い、特にネガティブ取材については、取材の内容に対する報道が的確になされているか等を検証・分析することによって、今後の取材対応ノウハウの蓄積を行う。

【『月報司法書士』の編集・発行】

従来通り、毎月1回の発刊を継続する。月刊印刷物であるため情報伝達の迅速性には不利な媒体ではあるが、毎回テーマごとに「特集」を掲載するなど可能な限り時宜に応じた編集を心掛ける。

また、司法書士以外の方々の寄稿を積極的に受け入れ、司法書士以外の視点から司法書士や司法書士会の活動を論じてもらえるようなコーナーも充実させたい。

月報司法書士は基本的にはインターナルコミュニケーションツール（内部向け機関誌）ではあるが、同時に法律文献誌としての性格も併せ持ち、研究者の間では掲載論文が援用されることも多くなっている。また、対外的にはオフィシャルな広報誌でもあるので、司法書士及び司法書士制度の広報媒体としての性格も併せ持つことを意識して編集にあたる。

今年度は、体裁をリニューアルしてA4版とし、送付先も徐々に拡大して司法書士制度広報に努め、その内容も、自らの主張を展開しやすくカテゴリーを整理する。

その他、編集体制を変更し（少人数グループ化）、予算の削減に努める。

【司法書士制度の広報】

「司法書士の日」記念ポスターの制作、「一日司法書士」事業のグッズ制作などを行うほか、司法書士アクセスブックの増刷、ウェブサイト（ホームページ）の維持・管理及びコンテンツの改訂・拡充を行う。

また、制度及び業務内容を紹介するTV番組制作の検討や「相続登記」「商業登記」等に関する広報キャンペーンを実施して制度広報を行う。

これまで全国規模で行ってきた「成年後見相談」「司法書士法律相談」「労働トラブル110番」「相続登記はお済みですか月間」等の相談会につき、ポスター等のキャンペーンツールを作成し司法書士会での実施を支援する。

その他、「登記は司法書士」等をアピールしたポスターデザインを作成し、司法書士会あてにデータで配布するほか、業務紹介DVDなどの広報素材を作成するなどして司法書士会の行う制度広報を支援する。

また、市民公開シンポジウムの開催は、大都市圏以外での地域開催が費用対効果の観点からも高いことを考慮して、今年度も未開催の地域を優先に市民公開シンポジウムを実施する。

【「司法書士制度140周年」・「8月3日司法書士の日」記念事業】

会内においてはこの「制度140周年」や「8・3司法書士の日」を契機として、会

員の司法書士会への帰属意識の醸成を図り、また、会外に向けてはこれをひとつの「素材」とした司法書士制度広報を行い、認知度の向上を目指し以下の事業を行う。

1) 司法書士制度 140 周年記念祝賀会

平成 24 年 6 月 28 日 東京ベイ舞浜ホテル クラブリゾートにて開催予定

2) 司法書士制度 140 周年記念シンポジウム

平成 24 年 10 月 19 日 司法書士会館地下 1 階 日司連ホールにて開催予定

3) 司法書士制度 140 周年記念切手

「制度 140 周年」記念のロゴマークを図柄にした、記念切手を制作発行し、1 シート (80 円切手 10 枚) 1200 円にて販売する。

4) 「8 月 3 日司法書士の日」記念 全国一斉司法書士無料相談

8 月 3 日は、自らが定めた記念日であるが、市民にとっても有意義な日であることを望むことから、プロボノ活動の一環として全国一斉の無料相談を行う。

5) 一日司法書士

高校生を対象に「一日司法書士」に任命し、司法書士の業務紹介や執務現場の見学を通じて司法書士制度、登記制度、司法制度への啓発活動を行い、併せて本事業を報道につなげることで、認知度の向上を図る。

第 5 組織の充実

1. 組織改善

【組織財政の改善】

連合会の組織をより強固なものとするため、執行部が会員の信頼によって支えられ、執行部は会員の意見を取り入れ、責任ある執行を行うことが求められる。また、増加傾向にある事業執行費用の削減について検討すると同時に、効率のよい執行が行えるよう取り組んでいく。

そこで、今年度は、①選挙制度改革（現行の選挙制度の課題改善等）、②総会改革（代議員数の増加に対する対策、総会の充実した審議方法の検討等）、③委員会改革（委員の任期、委員会の設置、廃止に関する検討等）、④執行部体制の改革（会務の迅速な執行、常勤体制の検討等）について具体的に取り組んでいく。また、改善点を挙げていく中で、総会の承認が必要ないものについては、すぐに改善できるよう執行部へ提案していく。

2. 会員指導と職務問題への対応

【職務上の問題への対応】

非司法書士行為に関する調査を実施及び司法書士会による実施を支援し、調査結果により非司法書士行為が疑われるものや明らかなものに関しては、警告、告発などを行う。

【代理権の範囲等に関する問題への対応】

簡裁代理業務及び書類作成業務において、代理権の範囲に関する考え方が争われる

場合など、司法書士業務への影響が懸念される場合に司法書士界としての意見を発表し、主張する。

【『綱紀事案処理マニュアル』第1版の作成・配布】

『綱紀事案処理マニュアル』第1版を作成し、司法書士会役員及び綱紀調査委員会の担当者に配布するとともに、広く綱紀事案の処理について周知を図るため、司法書士会にデータで配布する。

【綱紀事案処理（綱紀関連規則を含む）に関するQ&Aの作成】

綱紀事案処理に関する問題点を検討のうえ、司法書士会及び司法書士会員の綱紀事案処理等に関する理解を深めるべく、Q&Aを作成する。

また、綱紀案件処理にかかる問題点等について検討した結果は、それらを解消するための措置及び運用等を含めて司法書士会に提供する。

【執務指針の策定】

戸籍謄本・住民票の写し等の職務上等請求書の使用の手引を作成する。また、暴力団排除条例・犯罪収益移転防止法・個人情報保護法への対応方法とマネーロンダリングに関する事項に関する研修会を開催し、その内容をDVDにまとめ、司法書士会に配布する。

共同事務所等の事務所の運営実態に関するアンケート調査を実施し、共同事務所等の運営実態について分析を行う。また、利用者の参考とするため、報酬に関するアンケート調査を実施し公表する。

【司法書士倫理の向上】

「司法書士倫理」解説・事例集を改訂するほか、司法書士の民事責任に関する判例を検討するとともに懲戒事例の検討を引き続き行うことで、司法書士の倫理の向上を図る。

【外国人住民票に関する検討】

平成24年7月9日「外国人住民票」を創設する改正「住民基本台帳法」が施行される。そこで、「外国人住民票」に関して、涉外家族関係実務の円滑な遂行を妨げる内容や在留資格や在留期間など在外外国人の個人情報に係る事項の開示制限の問題点等について検討する。また、それらの検討結果に関する報告書を作成し、司法書士会が実施する研修会へ講師を派遣する。

3. 統計データの収集

「平成23年度司法書士全国調査」の結果を参考に、司法書士の現状分析のために必要な統計調査の企画、実施、分析を行う。また、他の委員会等で実施する調査に協力する。

司法書士及び司法書士業務に関連する情報を収集し、司法書士白書を発行する。司

法書士白書は、書店等での販売なども検討し、司法書士の広報にも役立てる。

今後の統計調査の方法等についても検討し、次回の全国調査のための資料作成及び調査スケジュールなども作成する。

4. 災害対策

災害発生時における、被災者に対する迅速な司法書士の法的サービスの提供システムを構築し、災害地の状況等の市民救援活動のための調査を行い、市民救援活動の決定を迅速に行う。

司法書士会及び司法書士会会員に対して危機管理意識の啓発を行い、災害発生時における地域での連携のためのネットワーク作りを推進する働きかけを行う。

また、災害発生時の市民救援活動を実施するとともに司法書士会等の活動を支援する。

【東日本大震災の復興支援】

東日本大震災による被災者及び福島第一原子力発電所事故による被害者に対する救援事業を実施する。

被災地の相談センター等で実施する相談会への他の司法書士会からの相談員の派遣を支援し、相談体制を整える。福島県内及び避難先等における原子力発電所事故の被害者に対する相談会及び説明会の実施支援など、原発事故被害者への救援事業に注力する。

また、被災者または被害者でもある会員の救援も忘れることなく継続していかねばならない。

被災地における災害復興支援事務所の設置運営については、設置する地元の司法書士会と協力し、法テラスをはじめとし、行政機関との連携関係を取りながら進めていく。

全体としては、一般的な支援活動から個別の支援活動への移行も必要な時期であることも考慮に入れた復興支援活動を行っていく。

第6 研修事業・研究事業

1. 研修事業

【新人研修の実施】

東西2会場で行う講義形式の前期日程と、原則として各地の特別研修会場で行うゼミナール形式の後期日程に分割し、スケジュール的には前期日程と後期日程の間にブロック新人研修を実施する。

1) 中央新人研修

＜前期＞ 3日間

講義内容は、大会場での視聴講義であることを意識し、前年度のアンケートの集計結果等を参考にして検討する。

＜後期＞ 4日間

各地の特別研修会場を中心とし、15名程度のグループ研修で実施する。

講義内容は、不動産登記業務・商業法人登記業務・訴訟業務における事例研究とする。

2) ブロック新人研修

中央新人研修の趣旨目的、具体的カリキュラムをブロック新人研修実施担当者に伝え、両者の整合性を図るとともに、各ブロックの特色ある新人研修の実施を図る。

3) 司法書士会研修（配属研修）

全国的に配属研修がスムーズに実施されるように検討する。

【会員研修の実施】

基礎的知識の確認及びスキル向上のための研修、司法書士が目指す方向を踏まえた研修、特定分野における専門化・高度化を指向する研修の3つの視点を踏まえた研修を実施する。

1) 年次制研修

多様化する業務を通じてその求められる社会的使命を果たすための職業倫理の保持を目的とし、全ての会員が登録後一定年次ごとに、必修として受講すべき年次制研修会を実施する。

2) 単位制研修

様々な法制度の構築、維持、発展に資するため、制度の有り様や問題点、さらには将来展望について会員間の認識の共有と意識の高揚を図ることを目的として、中央研修会を実施する。

また、業務が多様化、高度化する中、会員の様々な要望に応えられるよう、多様なテーマを選定し、多地域・多日程による業務研修会を実施する。

臨時研修（新法令研修、震災対応研修等）として、法改正等があった場合の新法令対策研修や震災対応関連の研修会を予定している。

これらの研修会のうち、DVD化に適するものについてはDVD収録をして、司法書士会に提供するとともに、研修ライブラリにも掲載し、多くの司法書士会員が受講できる機会を提供する。

新しい課題通信研修としてのeラーニングシステムにより収録した研修を研修情報システム上に掲載し、eラーニング専用コンテンツとして会員に提供する。

【研修制度の研究】

司法書士の日常業務及び司法書士制度発展に必要不可欠である高度な専門能力の習得、向上、研鑽のための研修制度及び研修システム全般について引き続き調査研究を続けるとともに、効果的な研修事業を実施するため、研修情報システム、研修ライブラリ、eラーニングシステムの維持管理と効率的運用を図る。

特に今年度は、eラーニングシステムを利用した研修コンテンツを複数制作し、今後の会員研修にも積極的な利用を促すとともに、司法書士会員への周知広報に努め、eラーニングシステムが今後、日司連研修の柱となって活用される基礎となるような事業を展開する。また同システムを今後の新人研修に活用できるかその可能性も検討していく。

また、研修単位未取得者解消のために、司法書士会の運用実態を調査し、特に良好な成果を挙げている指導方法等を集約した結果を成功事例集として制作・配布することにより、全ての司法書士会で成功例を共有化する。

研修単位未取得者や年次制研修未受講者に対する会員指導のあり方については、司法書士会の成功事例を参考にして総合的に見直す。年次制研修についても、前々年度から代替研修制度を新設したところであるが、研修の実効性をより高めるため、さらに制度の改善を検討する。

他にも、登録後1年から3年程度の新人司法書士を対象とした新入会員研修プログラムを作成し、プログラムに沿った内容でコンテンツを制作し、研修を実施する。制作にあたっては、できる限りeラーニングを利用した研修形態とする。

また、新人研修における配属研修制度については、抜本的に発想を転換して検討する。

指導内容や項目については個々の業務ではなく、司法書士としての執務姿勢が伝わることを重視した内容としたい。

【司法書士講師養成講座】

今年度は、特別研修チューター養成のための「第2回司法書士講師養成講座」の後半部分である第4から第6までの講座を実施する。

講師養成が司法書士中央研修所の事務の一つであることは言うまでもないが、さらに専門家集団としての連合会における将来の研修事業の有り様を考えたとき、組織的で計画的な司法書士講師の養成が必要不可欠となる。引き続き、専門職（プロフェッション）団体として連合会が後継者養成の責務を果たすためにも、有効かつ継続的な手段として、引き続き実施する。

【特別研修の実施】

簡裁訴訟代理等関係業務資格認定の特別研修について、司法書士法第3条第3項の研修の実施機関として法務大臣の指定を受け、研修の実施及び実施に向けて対応する。

特別研修の運営については、中央研修所に委託するとともに、実施場所の司法書士会・ブロック会の協力を得て、特別研修事務局を設置して支援態勢を整える。

2. 研究事業

【総合研究所の運営全般に亘る体制の見直し】

平成3年の総合研究所創設期になされた議論に立ち返り、司法書士を取り巻く諸制度についての情報収集・分析と調査研究を恒常的に行いながら、連合会執行部の意思決定に資する情報提供を迅速に為し得るシンクタンクとし、もって司法書士制度の発展と司法書士会員個々の執務能力向上を目指すべく、運営方法の改革を検討し、司法書士総合研究所規則の改正を行う。

【全国からの研究活動グループや人材の確保・促進】

全国の司法書士会・ブロック会内または任意の研究会等を組織的に把握し、これら

の研究成果の情報収集と活用に努めながら、特定分野における人材を把握し、迅速な研究活動に資することとしたい。さらには、外国の法令知識や語学堪能な同職を発掘し、現行制度や取引慣習のグローバル化あるいは近い将来の様々な制度改革に対応すべく、準備体制を整える。

【情報収集と分析】

司法書士界内部に潜在する有益な情報と我々の業務に少なからず影響を与えそうな政治・経済・金融・貿易等の情報を、国内外を問わず情報収集できる体制と的確に判断できる分析能力の向上を目指し、総合研究所の基礎を構築する。

【研究部会と総研企画会議】

司法書士業務の基盤となる不動産登記分野、商業法人登記分野、訴訟分野等における常設研究部会の活動により、ゆるぎない専門性を確立させるとともに、必要に応じた短期間の緊急的な研究部会を併設しながら活動する。また、司法書士界内外からの情報を集約・分析し、智となし行動できる体制を目指し、連合会内部の各委員会、対策部、室等との連携や情報交換を行う。

前年度まで設置されていた6研究部会の内「行政不服代理に関する研究部会」は司法書士の行政不服申立代理を見据え継続して研究するが、他の5部会は研究報告書の提出をもって終了する。他の研究部会については、改革議論を待ってその都度設置していく。

【会報THINKの発行】

総合研究所における研究成果や司法書士制度140周年を記念した講演会の記録等を掲載した会報THINKを発行する。

3. 国際交流

【国際交流事業】

日韓学術交流会の開催、中日民商法研究会及びローエイシア大会等への参加、大韓法務士協会及び海外の法律家との交流等を行う。

日韓学術交流会の目的は、両国における司法制度及び登記制度並びに司法書士・法務士制度に関する研究活動等の情報収集及び提供である。平成14年に大韓法務士協会と締結した友好協定に基づき、毎年、開催国を相互に変えて過去8回実施してきた。今年度は、第9回日韓学術交流研究会として日本での開催を予定している。

平成21年度から、中日民商法研究会大会から日司連への正式な参加要請がなされ、毎年参加している。今年度の第11回大会にも参加することとし、継続して日中の民商法に関する相互の制度及び法律などの理解を深める。

前々年度より、ローエイシア本部による第23回大会及び第24回大会に正式に出席をした。今後も継続して出席することを予定している。

大韓法務士協会をはじめ、その他のアジア地域や欧米の法律家や機関との交流を行い、有益な情報交換を行う。

【法整備支援事業】

カンボジア、中国をはじめとする東南アジア諸国への支援を行う。

平成22年4月からの約2年間、JICAより、カンボジアにおける「不動産登記制度・業務調整」長期専門家の派遣要請を受け、国際交流室の室員である司法書士が派遣されている。今年度も継続して、カンボジア不動産登記法関連の実施支援を中心に積極的に支援等を行っていく。

また、急激に経済発展を遂げた中国との情報共有や共同研究は非常に大きな意義がある。震災に係わる法制度をはじめとする法整備について情報提供等を行う。その他、中国の登記法及び債権法の未整備の部分について、司法書士として関与できる専門分野の支援を図る。

さらに、ベトナム、中国、ウズベキスタン、ラオスなど、東南アジア諸国において、経済活動が活発化しているまたはこれから活発化すると予想される国々に、法整備支援を通じて、外資導入のための不動産の取引や登記制度基盤の充実のための支援をすることを視野に入れて取り組んでいきたい。なお、名古屋大学による法整備支援事業についても引き続き協力していくこととする。

【インターシップ大学留学生や研究生等への対応】

今年度の実施については未定であるが、日本の司法書士制度を諸外国に理解してもらうためにも、その要請があれば応じることを検討する。

【国際的機関による各種学会への参加等】

前年度に引き続き、名古屋大学をはじめとする国際的な関係機関の各種学会及び交流会へ出席し情報収集を行う。

【外国法事務弁護士及びその他の団体との情報交換・意見交換等】

外国法事務弁護士その他の関連団体と日本における登記制度等の担い手についての情報交換及び意見交換を行う。

【海外派遣員の人材育成の情報提供】

諸外国の法的支援のため、海外派遣員を育成するための情報提供を行う。

第7 その他の常務

1. 電子証明書の発行

【司法書士認証局の運用及び管理】

今年度中に閉局を迎える司法書士認証局を、閉局まで安定的に運用・管理する。

【司法書士電子証明書の発行、運用及び管理】

司法書士電子証明書の発行、運用及び管理を行う。また、士業合同認証局及び電子認証局会議（CAC）へ対応する。

2. 登録に関する事務

会員の登録、変更、取消し等に関する事務を行う。

3. 損害賠償責任保険事務

保険会社及び司法書士会とともに、事故に関する協議及び審査を行う。

4. 情報公開に関する事務

会員情報等の連合会が公開すべき情報の公開及び懲戒処分情報の他団体への開示を行う。また、情報の開示請求等に対応する。

5. 会館の管理・運営等

司法書士会館の管理、運営、その他修繕等を行う。

6. 情報の管理

日司連会員情報システム（NSR2）の運営及び整備並びにNSR3の構築を含めた再構築を検討する。また、情報管理面のセキュリティーの向上を図り、様々な利用形態を想定したうえでテレビ会議システムの利用を促進する。

第8 常務執行

専務理事、常務理事、常任理事及び担当委員会等において常務執行を行う。

以上